

令和2年8月10日

カブルーム、一時預かり保育の利用規則

託児室カブルーム利用規則（令和2年5月27付）の一部を改正、又は、事項を追加して用いることにする。

第2項；利用できる児は乳児9カ月以上、小学校3年生までである。

第10項；保育料はお帰り時に日毎の料金を支払う。

3時間まで	2,000円
3時間から6時間まで	3,000円
6時間から9時間まで	4,000円

給食は別に350円（税込み）を要す。

第14項（追加）；カブルームは本来、病児、病後児保育を目的とする保育室である。病児、病後児保育の利用者がいない場合にこの一時預かりを行う。午前9時から電話（052-325-7598）で申し込みを受けて、同9時から午後6時までお預かりする。毎日午前9時前にカブルームのfacebook (<https://www.facebook.com/cubroom.kiyosu>)に当日の病児、病後児保育の利用者数を案内するのでこれを参照に申し込みをする

以上